

指定管理候補者の選定結果について

1. 施設概要

- ・ 名 称：雲仙岳災害記念館
- ・ 所在地：島原市平成町 1 - 1

2. 指定管理候補者

- ・ 名 称：公益財団法人 雲仙岳災害記念財団
- ・ 代表者：理事長 横田 修一郎
- ・ 所在地：島原市城内 1 丁目 1 2 0 5 番地

3. 選定経過

(1) 非公募により指定管理候補者を選定

下記理由により、公益財団法人 雲仙岳災害記念財団を非公募で選定した。
財団役員は、理事長が島原市長、その他も半島内経営者等と雲仙・普賢岳噴火災害の伝承や地域活性化に資する体制である。

記念館の運営経費は、入館料と財団の運用財産（雲仙岳災害対策基金からの寄付）でまかなっており、県の負担金はない。

財団の財産の活用により災害の脅威・教訓の伝承や火山関係資源による半島の活性化が期待でき、当該財団を指定することが県の負担面のみならず記念館の設置目的を達成するためにも適切である。

(2) 選定方法

第 1 回指定管理者選定委員会（平成 23 年 10 月 27 日）

委員長の選任、審査方法の決定、審査基準の策定、申請者ヒアリング、審査、候補者の決定

(3) 選定委員（50音順）

区分	氏 名	役 職
委員長	高橋 和雄	長崎大学名誉教授
委 員	池辺 伸一郎	阿蘇火山博物館館長
委 員	馬越 孝道	長崎大学大学院准教授
委 員	大野 友道	九州北部税理士会島原支部長
委 員	吉田 恭子	元大野木場小学校校長

(4) 選定結果(200点×5名=1,000点満点) 771点
審査基準及び採点結果は別紙1「審査基準及び採点結果」のとおり

(5) 選定理由

- ・全般的に運営計画の考え方等はしっかりしており、新しい取り組みを行うなど管理運営の方向性として適切である。
- ・近隣施設とのネットワーク化や世界ジオパークに認定された島原半島ジオパークの中核施設としての機能を果たしていくための取組が具体的に示されている。
- ・安定した組織体制のもとで管理運営能力を備え、噴火災害の伝承・学習及び火山関係資源の活用に対する考え方や取組を具体的に示している。

(6) 議事要旨

別紙2「選定委員会議事要旨」のとおり

(7) 事業計画書

長崎県企画振興部地域振興課で閲覧できます。

4. 今後のスケジュール

(1) 平成23年11月定例県議会に議案提出

(2) 議決後、指定管理者として知事が指定

(3) 指定管理期間

平成24年4月1日～平成27年3月31日

5. 問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13 企画振興部地域振興課
離島・半島振興班

TEL 095-895-2247

FAX 095-823-4166

e-mail S36020@pref.nagasaki.lg.jp

雲仙岳災害記念館 指定管理者審査基準及び採点結果

<雲仙岳災害記念館条例に規定する指定管理者の指定基準>

- (1) 住民の平等な利用を確保できること。
- (2) 記念館の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- (3) 管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力があること。
- (4) 県との連携が十分に図られること。

事業計画書項目	区分	審査項目	配分	満点 × 5	採点	
1 管理運営の基本的な考え方		管理運営の基本的な取組について	10	50	44	
		記念館の設置趣旨を実現する方策について	10	50	42	
		運営財源について	10	50	38	
(小計)			30	150	124	
2 管理運営体制		記念館運営の組織図及び業務分担について	5	25	20	
		職種と人数について	5	25	19	
		配置人員に対する考え方について	5	25	18	
		業務委託に対する考え方について	5	25	19	
(小計)			20	100	76	
3 管理運営にあたっての対応策		利用者からの要望・苦情への対応策について	5	25	20	
		事故防止にかかる対応策について	5	25	20	
		緊急時の対応策について	5	25	20	
		個人情報管理に係る対応策について	5	25	19	
		モニタリングに対する考え方について	10	50	38	
(小計)			30	150	117	
4 記念館設置趣旨の実現	-1	噴火災害の伝承・学習に対する考え方について	10	50	46	
	-2	記念館を活用した利用増加策について	10	50	34	
	-3	被災資料や学習資源の活用に関する取組について	10	50	36	
	-4	噴火災害の伝承活動に対する取組について	5	25	21	
	-5	人材育成の取組について	5	25	19	
	-1	地域連携に対する考え方について	10	50	42	
	-2	地元のNPO法人・ボランティア団体との連携を図る業務について	5	25	20	
	-3	研究機関・教育機関との連携を図る業務について	5	25	21	
	-1	入館者目標の考え方について	10	50	34	
	-2	目標達成に向けた集客施策の取組について	10	50	36	
	-3	展示リニューアルに関する考え方について	5	25	21	
	-4	利用料金の設定の考え方について	5	25	19	
	-5	ミュージアムショップ運営業務について	5	25	20	
	-6	カフェ運営業務について	5	25	19	
	(小計)			100	500	388
	5 収支計画		収支計画の妥当性について	10	50	34
		収入の確保と経費の縮減の方策について	10	50	32	
(小計)			20	100	66	
(合計)			200	1,000	771	

指定管理者の候補者としての適否	評価
指定申請者が指定管理者の候補者として適しているかどうか (適している: ○、適していない: ×)	

【別紙 2】

長崎県企画振興部指定管理者選定委員会 議事要旨
(雲仙岳災害記念館関係事項)

1. 委員会の開催状況

第1回 平成23年10月27日(木) 13時10分～16時15分

2. 審議内容

(1) 委員長の選任

・委員の互選により、委員長が選任された。

(2) 審査方法の決定・審査基準の策定

・審査方法、審査基準の審議を行い、決定された。

(3) 指定申請者ヒアリング

・申請者からのプレゼンテーション及び委員によるヒアリングがなされた。

(主な質問は以下のとおり)

- ・海外からの集客について
- ・職員の研修、資格取得に対する支援について
- ・ジオパークに対する取り組みについて
- ・展示物の更新について

(4) 審査及び採点

採点結果 別紙1のとおり

指定管理者候補者の選定及びその理由

【候補者】公益財団法人 雲仙岳災害記念財団

【選定理由】

- ・全般的に運営計画の考え方等がしっかりしており、新しい取組を行うなど管理運営の方向性が適切である。
- ・近隣施設とのネットワーク化や世界ジオパークに認定された島原半島ジオパークの中核施設としての機能を果たしていくための取組が具体的に示されている。
- ・安定した組織体制のもとで管理運営能力を備え、噴火災害の伝承・学習及び火山関係資源の活用に対する考え方や取組を具体的に示している。

【意見】

- ・基本的なコンセプトはしっかりしているので、後はそれをいかに実行に

移していくかが重要である。

- ・ 地域住民が災害について学ぶことができるような施設であってほしい。
- ・ 噴火災害から20年が経過し、関係者の高齢化が進んでいるため、記念館が中心となって災害の伝承・学習のための拠点としての機能を高めてほしい。